

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
8-37 規則第8条第37項にいう当該子会社の株式を交換する取引には、これに準ずる取引（例えば、子会社の第三者割当増資、子会社の自己株式取得又は処分取引等）を含むものとする。 (削る) 8の17-1-11 規則第8条の17第1項第11号に掲げる注記のうち、影響の概算額の算定方法には、当該影響の概算額の計算過程における重要な前提条件を含むことに留意する。 8の17-4 規則第8条の17第4項に掲げる注記のうち、繰延税金資産及び繰延税金負債に対するものは、税効果会計の注記に併せて記載できることに留意する。	(新設) 8の17-1-9 規則第8条の17第1項第9号に掲げる注記のうち、繰延税金資産及び繰延税金負債に対するものは、税効果会計の注記に併せて記載できることに留意する。 8の17-1-10 規則第8条の17第1項第10号に掲げる注記のうち、影響の概算額の算定方法には、当該影響の概算額の計算過程における重要な前提条件を含むことに留意する。 (新設)